

公 示

「災害時における災害応急対策業務に関する協定（国営東京臨海広域防災公園・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事）」の申請について
標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和4年12月13日

国土交通省 関東地方整備局
国営昭和記念公園事務所長
望 月 一 彦

記

1. 協定の目的

本協定は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所（以下「当事務所」という。）が管理又は工事中の施設等に関して、地震・大雨・大雪等の自然現象及び予測できない災害等の発生、又は発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、当事務所と本協定締結企業がその確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定内容

- | | |
|----------|--|
| （１）協 定 書 | 別冊のとおり |
| （２）協定範囲 | 国営東京臨海広域防災公園（別紙－１参照） |
| （３）協定内容 | 本協定で想定している災害応急対策に関する作業は、造園工事、一般土木工事、維持修繕工事又はアスファルト舗装工事の応急対策等とする。 |
| （４）協定区分 | 造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事
（なお、協定区分毎あるいは、すべての協定区分に申請することも可とする） |
| （５）協定期間 | 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3カ年） |

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- （１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （２）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されている者であること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 協定参加申請書の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和59年3月29日付建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 東京都内、埼玉県内、千葉県内、神奈川県内又は山梨県内において、建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、指名停止等の措置要領に基づく指名停止等を受けていなく、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
- なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。
- (8) 平成19年4月1日以降に、東京都内、埼玉県内、千葉県内、神奈川県内又は山梨県内で元請けとして完成・引渡しが完了した造園工事、一般土木工事、維持修繕工事又はアスファルト舗装工事で、受注金額が500万円以上の施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。）

4. 申請資料の作成及び提出に関する事項

(1) 提出様式は下記のとおりとする。

- ・申請書（様式－1（有明・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事））
 - ・調査票（様式－2（有明・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事）～様式－4（有明・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事））
- ※調査票は令和4年12月13日現在で作成すること。

(2) 申請における審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行う。

評価項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者（現場責任者）の可否 （様式－2（有明・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事））	出動要請時に派遣できる技術者（現場責任者）について、下記資格等を1つ以上有している技術者を記載する。（複数の申請可） ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－林業・林産」又は「森林－	資格等の保有者がいない場合

	森林土木」とするものに限る)) ・ 1 級又は 2 級造園施工管理技士 ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・ 1 級又は 2 級建設機械施工技士 ・ 建設業法第 7 条第 2 項イ、ロ、ハで定める者。 (イにあつては、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学又は林学に関する学科を修めた者。) ・ その他、上記資格と同程度の造園、土木、建設機械分野における資格を有し発注者が認めた者。	
協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否 (様式-2 (有明・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事))	① 出動要請時において動員可能な作業員の人員を記入する。 ② 人員は自社、協力会社に所属または手配することが出来る人数とし、協定期間中継続的に確保できるもので災害時に早急に国営東京臨海広域防災公園の災害応急対策業務に対応できる人数を記入する。※1	出動可能な作業員及び建設機械(オペレータを含む)の両方とも確保できない場合。 (作業員又は建設機械(オペレータを含む)のいずれかが出動可能であればよい。)
協定に基づく出動要請を行った場合に出勤できる建設機械等の台数 (様式-2 (有明・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事))	① 出動要請時に確保可能なクレーン類、運搬車類、掘削機類の保有及び手配状況(オペレータ含む)を記入する。 ③ 記載内容は、建設機械ごとに名称、規格、数量、所有者(自社・リース会社等の別)、保管場所を記入する。※2 (保管場所及び建設機械は協定期間中、継続的に確保できるものに限る。)	
過去の東京都内、埼玉県内、千葉県内、神奈川県内又は山梨県内工事で元請として施工した実績 (様式-3 (有明・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事))	① 平成 19 年 4 月 1 日以降に、東京都内、埼玉県内、千葉県内、神奈川県内又は山梨県内で元請けとして、完成・引渡し完了した造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事の施工実績(500 万円以上)のうち代表的なものを 1 件記載する。 なお、可能な限り国土交通省発注工事(成績 60 点未満のものを除く)から選定する。 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の工事に限る。 ② 工事名、発注機関名、施工場所、契約金額	施工実績が無い場合

	、工期の他、工事概要を記載する。 ③施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出する。	
過去2年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の令和2年4月1日から令和4年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点。	60点未満
他機関との協定又は契約の締結状況 (様式-4(有明・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事))	①行政機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載する。 ②締結している場合は、協定又は契約別、名称、機関名、有効期間を記載する。 なお、複数締結している場合は、全てを記載する。 (記載した協定書又は契約書の写しを添付する。) ③災害要請が重なった場合、国営東京臨海広域防災公園の災害応急対策業務に協力するための体制を記載する。	この項目は評価対象としない。 (参考資料とさせていただきます)

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書(書式自由・了解印必須)を添付する。

※2 「リース会社等」とは、リース及び協力会社をいう。リースの場合は契約書等の写しを協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付する。

(3) 申請書類の提出

1) 担当部局

〒190-8558 東京都立川市緑町3173

国土交通省関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所 調査設計課 山野井

TEL 042-524-1089

E-mail yamanoi-k8310@mlit.go.jp

2) 申請書類等の交付

国営昭和記念公園事務所のホームページにて交付する。交付期間は令和5年1月31日(火)までとする。様式をホームページからダウンロードにより入手すること。

ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/>

上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体（CD-R等）を1）に持参することにより電子データを交付するので、事前に上記1）担当部局にその旨連絡し、1）担当部局に記録媒体を持参すること。

受付期間は、令和5年1月31日（火）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分～17時15分までとする。

3）申請書及び資料の提出方法、受付期間及び提出場所

申請書類は、下記の受付期間内に受付場所へ持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）、若しくは電子メールによること。（電子メールの場合は、必ず電話にて着信を確認すること。）

①受付期間

令和4年12月13日（火）から令和5年1月31日（火）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

②提出場所

4.（3）1）担当部局と同じ。

③提出部数

1部（A4サイズ）

④電子メールのみで提出する場合は、全てを1つにまとめたPDFファイルで提出すること。提出書類と合わせてオリジナルデータも電子メールで提出すること。電子メールで提出する場合は容量を5MB以内とすること。様式は上記2）でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とすること。

5. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問は、以下のとおりとする。

（1）提出方法

書面を持参又は郵送により提出すること。FAX、電子メールでも可。

（2）受付期間

令和4年12月13日（火）から令和5年1月13日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分まで

（3）提出場所

上記4.（3）1）担当部局と同じ。

（4）質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

①期間：回答を令和5年1月20日（金）までに作成後、令和5年1月31日（火）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分まで閲覧する。

②閲覧場所：国営昭和記念公園事務所 2F 閲覧場所

6. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における災害応急対策業務に関する協定（国営東京臨海広域防災公園・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事又はアスファルト舗装工事）」の選定結果を申請者に書面にて通知するとともに、国営昭和記念公園事務所の掲示板（1F）に掲示する。

なお、通知は令和5年2月17日（金）を予定している。

7. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、国営昭和記念公園事務所長に対して締結できない理由に

ついて、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。なお、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

（１）提出期限

令和５年２月１７日（金）から令和５年２月２４日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く８時３０分から１７時１５分までとする。

（２）提出場所

４．（３）１）担当部局と同じ。

（３）回答期限及び方法

令和５年３月３日（金）までに書面により回答する。

８．災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における災害応急対策業務に関する協定書（国営東京臨海広域防災公園・造園工事、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事）」を２部作成し提出すること。作成については、別紙－２「協定書の作成について」を参照すること。

なお、持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。）によるものとし、FAX、電子メールによるものは受け付けない。

（１）提出期限

令和５年２月１７日（金）から令和５年３月１０日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く毎日８時３０分から１７時１５分までとする。

（２）提出場所

４．（３）１）担当部局と同じ。

（３）協定書の返却期限

令和５年３月２４日（金）までに１部返却する。

９．その他

（１）申請資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された申請資料は、協定申請審査以外の目的で無断使用しない。

（２）提出された申請資料は、返却しない。

（３）災害協定締結後の連絡先及び調査に協力すること。

本協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数等の状況を調査致します。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、保有している資材調査

協定に基づく出動可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

・他機関との協定状況

他機関との災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

・毎年４月期に依頼する。

③提出先

4. (3) 1) 担当部局と同じ。

④提出方法

- ・電子メール、郵送、又は持参による。
- ・土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分までとする。

- (4) 協定締結会社は、「総合評価落札方式」における技術評価点の「地域貢献度」で評価（加点）される。
- (5) 本申請の参加資格は、上記3. (2) に掲げる一般競争参加資格の申請を行い受理されている者で、令和5年4月1日に認定がなされる者であることが条件となり、令和5年4月1日に一般競争参加資格の認定がなされない場合は、申請に参加する資格を有しない者のした申請に該当し、申請は無効とする。